

旭川市社会福祉事業振興補助金

旭川市では、社会福祉事業を行っている法人等に、施設や設備の改修・修繕や、備品の購入・修繕に係る経費を対象に補助を行っています。

他の制度に比べ補助金額は高くありませんが、小規模な修繕や備品購入などに適した補助金です。

(社会福祉事業とは、「社会福祉法第2条に定める社会福祉事業」を指します。)

補助の内容

次の①又は②の経費について、4分の3を上限として予算の範囲内で決定します。

(一団体の申請につき、いずれかの申請となります。)

- ① 施設や設備の設置、改修、修繕に要する経費で、10万円以上100万円以下のもの
- ② 備品の購入、修繕に要する経費で、5万円以上50万円以下のもの

申請に必要な書類

- ・ 補助金交付申請書 (様式第1号)
- ・ 事業計画書 (様式第2号)
- ・ 補助金交付申請額算出調書 (様式第3号)
- ・ 事業予算書 (様式第4号)
- ・ 申請法人の本年度予算書の写し
- ・ 申請法人の前年度決算書の写し (財務諸表含む)
- ・ 見積書の写し
- ・ 現況写真, 関係図面, 購入品のパンフレット等

指定の様式は、旭川市ホームページ「社会福祉事業振興補助事業」からダウンロードしてください。

申請方法

LoGoフォームから申請してください。

URL <https://logoform.jp/form/iLZf/1424002>



(裏面あり)



これまでの主な補助実績

区分	補助内容	全体の経費	補助額
①設備の設置	エアコンの設置	990,000円	495,000円
①設備の設置	スロープ屋根取付	885,500円	442,750円
①設備の修繕	遊具の修繕	499,400円	249,700円
②備品の購入	スタッキングチェア購入	319,000円	159,500円
②備品の購入	耕運機の購入	315,350円	149,479円

令和8年度のスケジュール予定

申請の募集	令和8年4月15日～6月1日
市から補助金交付決定通知	7月上旬予定
事業に着手	補助金交付決定後
事業終了後、実績報告書を市に提出	令和9年3月31日まで
実績の確認後、補助金の支払い	

申請にあたっての留意事項

- ・ 補助事業の着手は、補助金交付決定の通知（7月上旬予定）後となります。
- ・ 予算の範囲内での補助となりますので、あらかじめ御承知おきください。
- ・ 消費税仕入控除額が明らかな場合は、その額を減額して申請してください。
- ・ 不明な点があれば、問合せ先まで御連絡ください。
- ・ 他の補助事業と併用することはできません。

問合せ先：旭川市福祉安心部福祉総務課

〒070-8525 旭川市7条通9丁目 総合庁舎5階

電話 25-6312

